

中間試験 (2018.05.24.実施) 解説

2018.05.29. 佐藤

I. 全体についての講評

1. 全体

論理的記述を行うこと。

1. 答案全体についての問題として、論理的記述のできていないものが多い。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするが、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1.から4.は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問である。関連する単語が登場することよりも、論理的に記述できていることの方が重要である。

2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できない。どのように論理がつながっていくのかを考えてもらいたい。

3. なお、中間試験ではいつものことではあるが、勉強せずに受験している。

2. 各設問

1. 論点は、法的論点でなければならない。講義テーマは法的論点ではない。

他の設問と同じ配点であるのだから、しっかりとと考えたうえで解答すること。

2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたこと。

法律条文の数字だけを書いても意味はない。中身を書かなければならない（言うまでもないことだが、中身とは、条文を書き写すことではない）。

3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければならない。

講義で述べたように、説の名称だけを書いても解答にはならない。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければならない。

説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではない。いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケース。

4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要。

5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできない

6. 全体を見て採点した。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していない。

3. 記述方法

1. 答案作成の前に、論理を組み立てた上で、書き始めること。

2. 今回の中間試験で、自分のペースがつかめたと思うので、最終試験では、試験開始の最初5分間は書き始めないで、解答の構想を練る時間にあてる、などの対処を各自でとること。

3. 情緒的な記述はダメ。

「広い」「狭い」、「重い」「軽い」など、論理的でない記述が多くみられた。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述も見られた。

II. 個別の問題についての講評

問題：以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点

2. その論点の前提となる法内容の説明

3. その論点に関する諸説

4. その論点に関する自らの見解

①ファミマ事件

朝日新聞 2015 年 04 月 16 日

東京都労働委員会に救済を申し立てていたのは、FC 店主らによる「ファミリーマート加盟店ユニオン」。店舗運営ではわずかな裁量しかなく、自分たちは労働組合法上の労働者にあたると主張していた。一方、ファミマは「加盟店主はあくまで独立した経営者」とコメントした。

1. 労働法上の論点

1.要点 : 事業主の作った組織であっても労働組合法上の労働組合と認められるか否か

2.採点基準 : Yes/No で答えられる形になっていれば、△。問題状況の説明があれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 法的効果(民事免責・刑事免責・不利益取扱禁止)、要件(労働者・自主・目的・団体性)

2.採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたいが述べられていれば、○

3. 諸説

1.要点 : 人的従属で判断、経済的従属を重視、従属的地位で判断

2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

1.要点 : 理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

2.採点基準 : 理由を示して立場を選択していれば、△。説得的な理由付けができていれば、○

②長崎自動車事件

朝日新聞 2016 年 12 月 29 日

長崎自動車の労働組合「長崎バスユニオン」は 27 日、多数労組と比べて不利な扱いを受けたとして、県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。申立書によると、組合事務所や掲示板の貸与、車両配分、新入社員への説明・勧誘の機会などの面で、多数が所属する「長崎私交通労働組合」と比べて不利な扱いを受けたという。

1. 労働法上の論点

1.要点 : 便宜供与(組合事務所貸与)の廃止と団結権侵害の成否

2.採点基準 : Yes/No で答えられる形になっていれば、△。問題状況の説明があれば、○

2. 法状況の説明

1.要点 : 労組法 2 条・7 条、権利義務関係の規定ではない、日産事件最判(労使合意+差別禁止)

2.採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたいが述べられていれば、○

3. 諸説

1.要点 : 組合保障論・労使合意論

2.採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容(とりわけ根拠)が述べられていれば、○

4. 自説

1.要点 : 理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要

2.採点基準 : 理由を示して立場を選択していれば、△。説得的な理由付けができていれば、○